

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	河上	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	休日診療対策費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休日診療の初療施設 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日曜、祝日及び年末年始）</li> <li>2 準夜間診療の初療施設 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（休日、土曜日）</li> <li>3 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）</li> <li>4 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。</li> <li>5 診療体制 原則として医師1名を含む3名で外来患者の診療や電話相談等に対応。往診はしない。 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。</li> <li>6 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。</li> </ol>				
経過	昭和48年7月 昭和54年4月 平成4年4月 平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始</li> <li>・準夜間診療開始</li> <li>・土曜日準夜間診療の開始</li> <li>・二次救急の充実により入院施設確保の廃止</li> </ul>			
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。</li> <li>2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	66,282	66,508	66,734	66,048	66,048	66,057	65,822	
決算額（25年度は見込み）	66,282	66,508	66,733	66,048	66,048	66,056	65,822	
人件費等	2,562	2,541	2,443	2,616	2,541	2,478		
減価償却費				872	933	968		
【事務分担当】（%）	30	30	30	30	30	30		
合計（ + + ）	68,844	69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	65,822	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	68,844	69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	65,822	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	休日診療受診者数	4,793	4,841	6,746	4,955	4,903	4,873	
	準夜間診療受診者数	2,363	2,472	2,902	2,506	2,558	2,365	
	休日診療電話照会数	5,796	5,919	7,511	6,065	5,952	5,947	
	準夜間診療電話照会数	2,974	3,027	3,445	3,015	3,182	2,999	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,048	休日及び準夜間診療業務委託料	66,056	休日及び準夜間診療業務委託料	65,822
内訳	休・祝日 62日		休・祝日 63日		休・祝日 62日		
	土曜日 51日		土曜日 48日		土曜日 50日		
	5月連休 3日		5月連休 3日		5月連休 3日		
	年末年始 6日		年末年始 6日		年末年始 6日		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	休日診療平均受診者数	14.0人	13.8人	13.5人	13.8人		1 診療日 1 医療機関あたり
	準夜間診療平均受診者数	6.8人	7.0人	6.6人	6.8人		1 診療日 1 医療機関あたり

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 固定施設 14 区

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	休日歯科診療費	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	河上	<b>内線</b>	422
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	休日歯科診療対策費（01-03-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 56年度	<b>根拠法令等</b>	休日歯科診療事業実施要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	地域医療の充実[01-03]			
<b>目的</b>	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者的の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
<b>対象者等</b>	歯科の救急患者				
<b>内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付）</li> <li>2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）</li> <li>3 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。</li> <li>4 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。</li> </ol>				
<b>経過</b>	昭和56年10月 ・ 1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始				
<b>必要性</b>	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	<b>予算額</b>	8,028	8,028	8,028	7,926	7,926	8,028	7,926
	<b>決算額（25年度は見込み）</b>	8,028	8,027	8,027	7,926	7,926	8,027	7,926
	<b>人件費等</b>	1,281	1,271	1,221	1,308	1,270	1,239	
	<b>減価償却費</b>				436	467	484	
	<b>【事務分担量】（%）</b>	15	15	15	15	15	15	
	<b>合計（ + + ）</b>	9,309	9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	7,926
	<b>国（特定財源）</b>							
	<b>都（特定財源）</b>							
	<b>その他（特定財源）</b>							
	<b>一般財源</b>	9,309	9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	7,926
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>
	<b>受診者数</b>	373	377	345	264	295	330	
	<b>電話照会件数</b>	444	445	434	444	452	498	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日歯科診療業務委託料	7,926	休日歯科診療業務委託料	8,027	休日歯科診療業務委託料	7,926
	内訳	休・祝日 62日 5月連休 3日 年未年始 6日		休・祝日 63日 5月連休 3日 年未年始 6日		休・祝日 62日 5月連休 3日 年未年始 6日	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	休日診療平均受診者数	3.7人	4.2人	4.6人	4.2人	—	1診療日あたり

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 固定施設12区

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

(議会議決要旨)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	準夜間小児初期救急医療事業費	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	山梨	<b>内線</b>	422
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	準夜間小児初期救急医療事業（01-04-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 18年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱		
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	子育て教育都市[ ]			
	<b>政策</b>	子育てしやすいまちの形成[03]			
	<b>施策</b>	小児医療の充実[03-05]			
<b>目的</b>	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。				
<b>対象者等</b>	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者				
<b>内容</b>	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館（荒川区西日暮里6-5-3）				
<b>経過</b>	平成14年度   都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度   検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度   施設開設				
<b>必要性</b>	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえでも、事業の必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	（3委託）（   ）（   ）（   ）（   ） （   ）（   ）（   ）（   ）（   ）（   ）（   ）（   ） 荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施。対象者23,537人（人口一覧表平成25年4月1日現在による） 東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	25,247	25,058	24,904	24,978	25,073	25,167	25,073	
決算額（25年度は見込み）	23,939	23,763	23,655	23,763	24,003	24,061	25,073	
人件費等	1,708	1,271	1,221	1,308	1,440	1,404		
減価償却費				436	529	549		
【事務分担量】（%）	20	20	15	15	17	17		
合計（ + + ）	25,647	25,034	24,876	25,507	25,972	26,014	25,073	
国（特定財源）								
都（特定財源）	3,675	3,727	3,701	3,681	3,675	3,675	3,701	
その他（特定財源）								
一般財源	21,972	21,307	21,175	21,826	22,297	22,339	21,372	
<b>実績の推移</b>								
	<b>事項名</b>	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	受診者数	942	920	994	825	882	959	909

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報償費	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	26
	食糧費	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	2
	委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,844	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,939	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,845
	負担金補助及び交付金	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	159	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	122	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	一日あたりの平均受診者数	3.4人	3.6人	3.9人	3.6人		

（問題点・課題）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区） 平日夜間小児初期救急事業実施区・・・千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

況議（要質問状）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
----------	---

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	衛生統計調査	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	渡邊	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	衛生統計調査費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠	統計法、人口動態調査令、医師法等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	統計・調査の推進[14-04]			
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。				
対象者等	人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者、医療従事者等				
内容	<p>1 人口動態調査・・・出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。 他調査 医療施設調査等(10調査)</p> <p>2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、医師、歯科医師、薬剤師等の現況を調査する。</p> <p>3 医師・薬剤師・看護師及び調理師等免許の経由事務・・・医師をはじめとする医療職種及び調理師・製菓衛生師の免許申請及び免許証の交付に係る経由事務。医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の免許及び調理師・製菓衛生師免許等の申請並びに籍訂正、再交付、籍のまっ消、免許証返納の申請を受理し、都庁交換便（重要文書）で送付、都知事（厚生労働大臣）が発行した免許証を申請者に交付する。</p> <p>4 医療監視事務・・・医療法等に基づく届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、監視指導を行う。</p>				
経過	<p>1 人口動態調査・・・明治5年開始、医療施設動態調査・・・昭和48年開始</p> <p>2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・昭和23年開始。</p> <p>3 医師等免許経由事務・・・昭和50年より都知事から区長への委任事務、平成12年改正され区の事務となる。</p> <p>4 医療監視事務・・・平成12年度、地域分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。 平成23年衛生統計調査費他3事業統合 17～22年度決算額＝衛生統計調査事業のみ</p>				
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査及び社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施人口動態調査等については常勤職員で実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	539	895	381	754	723	567	582	
決算額（25年度は見込み）	539	451	341	598	400	442	582	
人件費等	3,292	3,288	2,567	26,039	26,574	15,283		
減価償却費				10,748	11,974	5,970		
【事務分担当量】（%）	110	110	105	370	170	185		
合計（+ +）	3,831	3,739	2,908	37,385	38,948	21,695	582	
国（特定財源）								
都（特定財源）	521	664	388	583	420	465	467	
その他（特定財源）								
一般財源	3,310	3,075	2,520	36,802	38,528	21,230	115	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	人口動態調査	5361件	5508件	5645件	5846件	5648件	5666件	6000件
	医師等の調査(隔年)(医師)		513		556		544	
	医師等免許経由事務	307	363	295	255	262	380	
	医療関係施設監視件数	112	76	88	106	76	71	90

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予 算 内 訳 算	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	調査員手当	112	調査員手当	168	調査員手当	320
	一般需用	調査用品等消耗品	311	調査用品等消耗品	165	調査用品等消耗品	162
	役務費	郵送料	202	郵送料	110	郵送料	100

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	人口動態調査（衛生統計調査）	5846件	5648件	5666件	6000件	6000件	死亡者数の増による
	国民生活基礎調査等各種調査	136世帯	99世帯	77世帯	150世帯	150世帯	24年度は小模調査(2地区を調査) 25年度は大規模調査(4地区を調査)
	21世紀成年者縦断調査			15人	/	/	24年度は新規対象者を抽出し調査 25年度から国が対象者に郵送調査
	中高年者縦断調査			/	/	/	22年度から国が対象者に直接郵送 回収する方法に変更
	社会保障・人口問題基本調査	/	47世帯	13世帯	100世帯	100世帯	24年度は社会保障実態調査
	医師等の調査（医師）	556		544			
	医療関係者免許取扱件数	295	329	380			
	調理師・製菓衛生師免許取扱件数	89	85	104			
	クリーニング師免許取扱件数	2	1	1			
	医療施設監視指導件数	6	7	5	8	8	医療法25条に基づく計画的な立ち 入り(新規開設時等を除く)

(問題点・課題分析)	<p>国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。</p> <p>良質な医療を提供することを目的として、医療法が改正され、概ね平成19年4月から施行された。区としても「良質な医療の提供」と「医療の安全確保」を医療機関が遂行できるように助言・指導していくことが必要である。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	（国民生活基礎調査） 直接本人に面談できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通じて協力を求めていく。	25年度の調査結果を踏まえて、実施方法等を検討し、調査票回収率を上げ衛生統計調査の充実が図れるようにする。
	医療機関指導の充実 従来の新規変更施設を主とした立入検査指導に加え、既存施設の監視指導についても、計画的に行っていく。	新規変更時に指導した項目、特に医療安全に関する管理者の責務を中心に改善状況の確認を行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。

状況（要旨）	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	河上	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	生活衛生課事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	38 年度	根拠	荒川区補助金等交付規則及び	
終期設定	有 無	年度	法令等	各団体への交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する事業や活動の公益性を認め、これらの活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。				
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会				
内容	<p>（各会の主な活動）</p> <p>医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定・がん相談、校医等の地域保健活動など</p> <p>歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動</p> <p>薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生・環境衛生などの講演会等</p> <p>歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生週間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力</p> <p>食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設することで、食中毒その他危害の発生防止に努める</p> <p>環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い公衆衛生思想の振興を図る</p>				
経過	昭和38年度	三師会に対する補助開始			
	昭和54年度	食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始			
	平成9年度	歯科技工士会に対する補助開始			
	平成18年度	補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管			
	平成19年度	歯科技工士会に対する増額補助			
	平成21年度	薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万円分）			
	平成25年度	薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万8千円分に変更）			
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等に本事業を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	
決算額（25年度は見込み）	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	
人件費等	854	847	814	872	847	826		
減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	10	10		
合計（+ +）	3,879	3,872	3,839	4,188	4,183	4,174	3,025	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,879	3,872	3,839	4,188	4,183	4,174	3,025	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	医師会補助	974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助	95	125	125	125	125	125	125
	食品衛生協会補助	315	315	315	315	315	315	315
環境衛生協会補助	150	150	150	150	150	150	150	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	医師会補助	974	医師会補助	974	医師会補助
歯医師会補助	812		歯医師会補助	812	歯医師会補助	812	
薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649	薬剤師会補助	649	
歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125	歯科技工士会補助	125	
食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315	食品衛生協会補助	315	
環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150	環境衛生協会補助	150	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	医師会会員数	226	231	229	236	-	会員施設数144/全施設数174 (加入率83%)
	歯科医師会会員数	117	115	112	109	-	会員施設数86/全施設数148 (加入率58%)
	薬剤師会会員数	178	169	141	140	-	会員施設数93/全施設数112 (加入率83%)
	歯科技工士会会員数	33	32	25	23	-	
	食品衛生協会会員数	800	700	659	634	-	
	環境衛生協会会員数	355	353	340	323	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、引き続き補助する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	動物愛護管理推進事業	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	新沢	<b>内線</b>	422
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	動物愛護管理推進事業（02-01-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業	（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	55年度	<b>根拠</b>	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法
<b>終期設定</b>	有	無	年度	<b>法令等</b>	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。				
<b>対象者等</b>	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人				
<b>内容</b>	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布（狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋） 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施				
<b>経過</b>	平成4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成18年度 改正動物の愛護及び管理に関する法律の実施 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了） 平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始				
<b>必要性</b>	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,310	5,013	8,665	7,639	8,121	6,990	6,849	
決算額（25年度は見込み）	313	4,291	5,704	6,827	7,654	6,726	6,849	
人件費等	7,259	12,282	14,659	15,766	15,322	18,587		
減価償却費				6,536	6,998	7,261		
【事務分担当量】（%）	85	145	180	225	225	225		
合計（+ +）	7,572	16,573	20,363	29,129	29,974	32,574	6,849	
国（特定財源）								
都（特定財源）		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
その他（特定財源）								
一般財源	7,572	15,543	19,333	28,099	28,944	31,544	5,819	
実績の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事項名								
プレート配布	585	545	538	660	709	583	800	
忌避剤配布	361	278	328	299	247	264	400	
犬のこう傷事故	10	5	11	6	4	11	8	
相談・苦情件数	233	297	390	288	280	296	288	
	犬63猫152 その他18	犬38猫133 その他126	犬50猫166 その他174	犬33猫141 その他114	犬52猫114 その他114	犬57猫135 その他104	犬47猫130 その他111	
保護・失踪届	109	116	105	112	119	97	109	
	犬67 猫33	犬56 猫58	犬55 猫47	犬57 猫48	犬70 猫42	犬45 猫43	犬57 猫44	
	その他9	その他2	その他3	その他7	その他7	その他9	その他8	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	動物関連講演会講師謝礼	43	動物関連講演会講師謝礼	53	動物関連講演会講師謝礼	78
	消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	431	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	404	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	494
	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	71	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	37	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	77
	負担金及び交付金	猫不妊・去勢手術助成金	7,109	猫不妊・去勢手術助成金	6,232	猫不妊・去勢手術助成金	6,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
指	啓発事業（相談件数）	288	280	311			マナーを守らない飼養者に対しての区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。
標	不妊去勢手術（助成件数）	・飼い主のいない猫 ♀165 妊娠36 ♀151 ・飼い猫 メス117 オス86	・飼い主のいない猫 ♀209 妊娠41 ♀175 麻酔11 ・飼い猫 メス91 オス60	・飼い主のいない猫 ♀195 妊娠44 ♀170 麻酔15 ・多頭飼育 メス6 オス2	・飼い主のいない猫 ♀190 妊娠50 ♀143 麻酔10 ・多頭飼育 メス30 オス20		飼い主のいない猫及び飼い猫の不要な繁殖を抑制し、屋外の猫による排泄物や鳴き声の被害の緩和を図る。

（問題点・課題）  
 公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫への餌やりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっているため、地域による取り組みを支援するため、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、この事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし、猫問題への関心を高めたい。  
 平成21年4月1日に施行された、環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが、未だに、餌やり行為イコール罰則であるとの誤解があって、その活動に支障を来すこともあるため、引き続き、支援事業及び登録団体の活動について、区報やHP・CATVなどによりPRしていく必要がある。

（他区の実施状況）  
 （実施区 未実施区）  
 犬のしつけ方教室 15区で実施（中央区、港、新宿、台東、墨田、品川、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、足立、江戸川）  
 猫の不妊去勢手術費助成 21区で実施（千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川）  
 猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組み具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組み具体的な改善内容
飼い主のいない猫の屋外での活動管理等に係る地域活動を支援する。不妊・去勢手術費助成については、制度開始後5年が経過しているため、今後のあり方について検討する必要がある。	25年度の活動・あり方検討を踏まえて、不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

（要質問状況）  
 平成18年3定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて  
 平成18年3定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について  
 平成19年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について  
 平成20年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について  
 平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について  
 平成25年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	新沢	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	狂犬病予防対策事業（02-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50 年度	根拠	狂犬病予防法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。				
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民				
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）				
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）				
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、狂犬病予防集合注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	621	767	875	992	953	891	866
	決算額（25年度は見込み）	603	606	870	850	705	709	866
	人件費等	7,259	7,200	4,886	7,674	7,456	8,674	
	③減価償却費				3,050	3,266	3,388	
	【事務分担量】（%）	85	85	60	105	105	105	
	合計（+ +）	7,862	7,806	5,756	11,574	11,427	12,771	866
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	3,243	3,748	4,027	4,074	4,282	4,401	4,501
	一般財源	4,619	4,058	1,729	7,500	7,145	8,370	-3,635
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	鑑札交付数（再交付含む）	741	719	787	748	707	622	1,000
	済票交付数（再交付含む）	3,861	3,954	4,574	4,753	4,845	4,864	6,500
	登録数	6,101	6,615	6,283	6,489	6,478	6,581	6,700

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料 票・済票交付票	176	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料 票・済票交付票	185	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料 票・済票交付票	274
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	382	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	377	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	443
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	101

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録数	6,489	6,478	6,581	6,700		
	予防注射接種率	73.0%	74.7%	73.7%	77.0%	100.0%	済票交付数(再交付除く) / 登録数

(問題点・課題)	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、成果が得られていないため現状を改善する必要がある。
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
登録数、予防注射接種率を向上させるため、登録している飼い主に加え、動物病院等関係機関への働きかけを強化する。	登録数、予防注射接種率をさらに向上させるため、その他の対策(飼い主への啓発チラシ配布等)を引き続き検討、実行する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	カラス対策事業	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	新沢	<b>内線</b>	422
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	カラス対策事業（01-02-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	13 年度	<b>根拠法令等</b>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる被害の軽減を図る。				
<b>対象者等</b>	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民				
<b>内容</b>	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園や街路樹の営巣は道路公園課でそれぞれ対応する。				
<b>経過</b>	<p>平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行</p> <p>平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応</p> <p>平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了</p>				
<b>必要性</b>	東京都によると、都が捕獲作戦を本格化した平成13年度以降都内の生息数はいったん減ったが、18年度の16,600羽を底に再び増加。21年度は19,100羽と1年で1割近く減ったが、住宅の密集している荒川区では、ゴミ集積場、街路、公園等の周辺など、日常生活の場においてカラスの営巣に遭遇することある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃はその地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。				
<b>実施方法</b>	<p>2一部委託（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。</p> <p>ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理する。有害鳥獣捕獲許可期間が終了後、捕獲数を東京都へ報告する。</p>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,582	1,664	1,906	1,463	1,258	1,169	1,169
	決算額(25年度は見込み)	1,017	1,447	1,057	949	647	694	1,169
	人件費等	3,416	3,388	2,443	2,023	1,966	2,478	
	③減価償却費				872	933	968	
	【事務分担量】（%）	40	40	30	30	30	30	
	合計（+ +）	4,433	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	1,169
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,433	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	1,169
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	巣の撤去/個(直営による撤去も含む)	48	68	53	57	42	41	47
	ヒナ回収/羽(巣のヒナ、落下ヒナ)	43	77	48	36	53	41	43
	卵回収/個	54	64	76	67	22	77	55

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	カラス等回収業務	647	カラス等回収業務	694	カラス等回収業務	1,169

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	巣の撤去 / 個 (直営による撤去も含む)	57	42	41	47		
	ヒナ回収 / 羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	36	53	41	43		
	卵回収 / 個	67	22	77	55		

(問題点・課題)	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課、高齢者福祉課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。また、場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
他区の実況	<p>(実施 22 区 未実施 0 区)</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。	区民へのゴミ出しルールの徹底を踏まえて、苦情等の件数の減を目指し、社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

(状況)	
------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	高瀬	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	薬事監視事務費（010101）				
事務事業の種類	新規事業	（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠法令等	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。				
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者				
内容	薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導				
経過	平成9年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管			
	平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管			
	平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管			
	平成21年度	平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が平成21年6月1日より全面施行された。			
	平成24年度	平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区の権限となる。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了。			
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。収去した医薬品、採水したシアン排水、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,010	1,724	1,939	1,916	1,923	1,662	1,714	
決算額（25年度は見込み）	1,028	1,593	1,166	1,235	1,256	1,197	1,714	
人件費等	21,350	18,634	17,916	19,184	18,208	17,348		
減価償却費				6,391	6,687	6,777		
【事務分担量】（%）	250	220	220	220	215	210		
合計（+ +）	22,378	20,227	19,082	26,810	26,151	25,322	1,714	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	874	983	1,265	1,478	1,582	1,221	772	
一般財源	21,504	19,244	17,817	18,941	17,882	24,101	942	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	172	153	181	211	230	221	210
	毒物劇物販売業等監視件数	73	110	78	79	62	66	68
	家庭用品試買検体数	40	40	39	40	39	39	38

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	295	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	258	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	397
	役務費	通知、周知用郵券	45	通知、周知用郵券	39	通知、周知用郵券	86
	委託料	試験検査委託	886	試験検査委託	870	試験検査委託	1,201
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	薬事監視指導率	65%	63%	67%	65%	60%	立ち入り監視指導数 / 施設数(管理医療機器除く)
	毒物劇物監視指導率	42%	34%	38%	39%	39%	立ち入り監視指導数 / 施設数

（問題点・課題）	<p>平成21年6月1日から改正薬事法が施行され、医薬品販売制度が改正された。これにより、資格を有する者の常時勤務や、一般用医薬品販売時の分類に応じた情報提供、相談体制の整備等が義務付けられた。また、平成24年6月から、法改正時の既存施設についても改正薬事法が全面施行されることから、薬局及び医薬品販売業者が改正薬事法を遵守するよう、監視指導を強化する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、資格者の勤務状況、医薬品の情報提供体制等、改正薬事法により規定された事項を重点的に監視指導を行う。</p>	<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、改正薬事法により規定された事項を引き続き重点的に指導し、法令遵守を徹底させる。</p>
<p>毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、震災対策として保管庫及び保管庫内の毒劇物の転倒防止措置について、監視指導を行う。</p>	<p>毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、保管庫の施設等の徹底等盗難防止措置について、重点的に監視指導を行う。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	石井	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	環境衛生監視事務費（02-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法、荒川区の要綱
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。				
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等				
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 社会福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理助言指導の実施				
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（述べ床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任。 平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。				
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。各施設の衛生状態を把握するため、環境衛生監視員が各施設に立入り監視指導を行う。監視指導にあたって、プール水・浴場水・温泉等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 社会福祉施設においては、設置者の了解を得て浴場水のレジオネラ属菌検査等を行い、結果に基づき助言を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	988	1,451	1,352	1,060	1,162	1,004	1,057	
決算額（25年度は見込み）	646	1,174	1,116	666	743	765	1,057	
人件費等	27,328	30,492	29,318	31,392	29,642	29,740		
減価償却費				10,458	10,885	11,618		
【事務分担量】（%）	320	360	360	360	350	360		
合計（+ +）	27,974	31,666	30,434	42,516	41,270	42,123	1,057	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,003	955	930	707	654	703	720	
一般財源	26,971	30,711	29,504	41,809	40,616	41,420	337	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	環境衛生施設の許認可届出数	29	28	60	36	31	35	34
	環境衛生施設の監視指導数	632	715	669	544	516	414	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	財務書類審査謝礼	0	財務書類審査謝礼	0	財務書類審査謝礼	63
	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	658	各種検査材料費、消耗品等	686	各種検査材料費、消耗品等	877
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	36	各種通知用郵便料、粉じん計較正	46	各種通知用郵便料、粉じん計較正	47
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	49	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	33	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	監視指導率 (理容・美容・クリーニング)	42%	43%	25%	60%	-	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率 (興行場・公衆浴場・旅館・プール)	143%	144%	151%	140%	-	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	2%	3%	1%	2%	-	検出数/検体数（再検査を除く）

問題点・課題 （問題点・課題）	<p>理容所・美容所の一部店舗で、器具の消毒や分別が徹底されていない。 入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。 なお、23年度24年度には法令基準外ではあるが、銭湯（普通公衆浴場）のシャワー水のレジオネラ属菌検査及び衛生管理指導を実施し成果を上げた。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
理容所・美容所・クリーニング所は、3年ごとに各業態の抜き打ち立入検査を実施する。不適事項の多い施設は翌年にも立入検査を実施し、指導を徹底する。	不適事項が多く、改善の見られない施設に対しては、文書の交付、指導回数増、立入検査周知期間の設定など、指導内容を工夫し改善を図る。
小規模プール、社会福祉施設等に対して維持管理の指導・助言やレジオネラ属菌の検査を実施し、検査結果に基づいた指導を行う。	特に、レジオネラ属菌検出施設に対しては、複数の監視員が現場で具体的な指導助言を行うなど、指導内容を工夫し改善を図る。
規模の大きい銭湯では、循環系統ごとにレジオネラ属菌検査を実施し、指導・助言を行うとともに管理の実態を把握する。	検査結果や管理実態を分析し、費用対効果の高い衛生管理方法を助言できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

議 （要 旨 ）	
-------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山			
		担当者名	石井	内線	426			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住まいの衛生支援事業（02 02 02）							
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]						
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]						
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]						
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。</li> <li>・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。</li> <li>・快適な居住環境の確保を図る。</li> </ul>							
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。</li> <li>2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。</li> <li>3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。</li> <li>4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。</li> </ol>							
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルゲン検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>							
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいと、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。							
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。</li> <li>2 町会の協力を得て、冬季に薬剤（殺そ剤）を配付し、ねずみの一斉駆除を行う。</li> <li>3 リーフレット等により助言し、必要に応じ捕獲器具、シラミの梳き櫛などを貸し出す。</li> <li>4 動力噴霧器を保管整備し、IGR剤及びピレスロイド様殺虫剤を備蓄している。</li> </ol>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	5,309	4,085	4,577	6,739	6,505	6,268	6,864
	決算額（25年度は見込み）	3,508	3,311	3,001	5,537	5,240	5,259	6,864
	人件費等	16,226	7,623	7,329	7,848	7,622	8,674	
	減価償却費				2,615	2,799	3,388	
	【事務分担当】（%）	190	90	90	90	90	105	
	合計（+ +）	19,734	10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	6,864
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	19,734	10,934	10,330	13,385	12,862	6,181	6,864	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ねずみ・害虫相談件数	745	747	607	749	625	703	
	ボウフラ駆除薬剤投入	18,640	21,830	22,661	21,421	20,544	20,591	20,000
	殺そ用薬剤配付数	19,601	18,325	17,396	15,232	14,212	13,474	減少傾向

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	1,816	非常勤報酬	2,183	非常勤報酬	2,190
共済費	社会保険料（非常勤）	295	社会保険料（非常勤）	304	社会保険料（非常勤）	308
報償費	町会にネズミ駆除事業の謝礼	379	町会にネズミ駆除事業の謝礼	371	町会にネズミ駆除事業の謝礼	408
光熱水費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	19
一般需用費	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,391	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,308	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,527
役務費	郵便料・駆除薬剤配送	94	郵便料・駆除薬剤配送	94	郵便料・駆除薬剤配送	125
委託料	害虫駆除作業委託他	1,265	害虫駆除作業委託他	999	害虫駆除作業委託他	1,386
使用料及び賃借料	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	殺そ剤配付実施率	15232/1900 0=80%	14212/1900 0=75%	13474/1600 0=84%	予算14000	-	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	21421/2500 0=86%	20544/2500 0=82%	20591/2500 0=82%	予算24000	-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	749	625	703		-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題 指標分析）	<p>蚊が媒介する感染症（デング熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）の発生が危惧されている。区民からの相談では、ハチが最も多く（約300件/年）次にねずみ（約200件/年）となっている。殺そ剤に抵抗性のあるねずみへの対応や高齢者・要介護者宅におけるねずみや疥癬等の対策が課題になっている。区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
保健予防課感染症予防係と連携し、蚊媒介感染症やレジオネラ症発生時の対応策を構築する。	町会衛生部との協働により、蚊の発生を減少させる具体策を検討する。
地域包括支援センター等と連携しケアマネージャー等にねずみ害虫防除の説明をする場を設ける。	高齢者福祉課・障害者福祉課・環境課と連携して、ゴミ屋敷などの発生源対策を充実する。
区のホームページに「トコジラミの生態と駆除」を追加する。	社会情勢の変化を捉え、健康に大きな影響を及ぼす衛生害虫についての広報を充実する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

<p>況議 （会 要質 旨問 状）</p>	<p>平成10年3定 薬剤散布の見直しについて 平成12年4定 シックハウス症候群対策の強化について 平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について</p>
---------------------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	食の安全・安心対策	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	岩田	<b>内線</b>	428
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	食の安全・安心対策（02-03-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 50年度	<b>根拠</b>	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
<b>終期設定</b>	有 無 年度	<b>法令等</b>			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。				
<b>対象者等</b>	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者				
<b>内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食中毒調査及び苦情調査 食中毒や苦情発生時に、患者及び飲食店、食品製造業等の施設や従事者等の調査（食品、ふん便等の検査等）を行い、その結果を踏まえ、食品取扱いの改善を指導する等適切な対応を図る。</li> <li>2. 収去検査 調理業（仕出し、弁当、そうざい等）、製造業（菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、販売業（スーパー等）の店舗から食品を収去して、検査（細菌、化学）した結果を踏まえ、不適原因の究明・自主検査等の指導を行い、不適な食品が流通・販売されないよう適切な対応を図る。</li> <li>3. 手洗いチェッカー等による確実な手洗いの指導 集団給食施設等の従事者については、必要に応じて、手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、事業者等の要望に応じて、貸し出しも行う。</li> <li>4. 講習会 営業許可の新規・更新時、営業業態別、区民からの依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の最新の衛生知識の普及・啓発を図る。</li> </ol>				
<b>経過</b>	平成22年度 ・アレルギー物質の追加（E6・加） 平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛レバーの生食用としての販売の禁止 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正（ふぐ加工製品取扱届）				
<b>必要性</b>	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、営業施設等に対し、必要な検査や調査、講習会等を実施し、監視指導の効果を高め、適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。				
<b>実施方法</b>	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室もしくは東京都健康安全研究センターで実施する。 2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6,775	7,308	7,096	7,379	7,293	5,403	5,403	
決算額（25年度は見込み）	6,775	7,223	4,519	5,955	5,083	4,598	5,403	
人件費	35,014	36,590	19,789	42,728	43,361	39,249		
減価償却費				14,253	15,923	18,136		
【事務分担量】（%）	410	432	243	490	512	562		
合計（+ +）	41,789	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	5,403	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	41,789	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	5,403	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
区検査室(化学検査:項目数)(21年度までは検体数)	89	81	75	1,250	1,634	1,621	1,220	
区検査室(細菌検査:項目数)(21年度までは検体数)	163	181	193	1,080	1,440	1,318	1,080	
都健康安全研究センター(委託:検査数)	323	421	165	324	173	124	196	
講習会数	62	67	50	55	52	52	50	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,216	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,291	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,533
役務費	講習会通知	152	講習会通知	123	講習会通知	170	
委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,534	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,100	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,616	
使用料及び賃借料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	
備品購入費	ATPふきとり検査測定器	97		0		0	
負担金補助及び交付金	講習会聴講料（300円）	0		0		0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	14	16	15	10	10	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	講習会実施数	55	52	52	50	50	

（問題点・課題分析）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。</li> <li>2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。</li> <li>3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。</li> </ol>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
肉の生食を控えることや手洗いの徹底等について、講習会・区報・ホームページ・ケーブルテレビ等を通して、区内事業者や区民への普及啓発を強化する。	左記に加えて、新しい知見に沿った内容を随時、盛り込んでいく。
区内事業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	区内事業者の自主的な衛生管理を促すための情報提供を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

況議 （要質 旨問 状）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年 予特 食の安全について</li> <li>・平成21年 福祉・区民生活委員会 食品表示制度の陳情</li> </ul>
-----------------------	---



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	許可・監視等業務	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課	<b>課長名</b>	東山
		<b>担当者名</b>	岩田	<b>内線</b>	428
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	許可・監視等業務（02-03-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業	（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和	平成	50年度	<b>根拠</b>	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等
<b>終期設定</b>	有	無	年度	<b>法令等</b>	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	健康危機管理体制の整備[01-02]			
<b>目的</b>	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。				
<b>対象者等</b>	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）				
<b>内容</b>	1．営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2．監視・指導 通常監視・指導 夏期一斉・歳末一斉監視 苦情・違反処理に伴う監視・指導 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3．アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導				
<b>経過</b>	平成22年度 ・アレルギー物質の追加（北・加） 平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛レバーの生食用としての販売の禁止 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正（ふぐ加工製品取扱届）				
<b>必要性</b>	区民が毎日食べる食の安全を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1．営業許可等の許認可事務 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 2．監視・指導 公衆衛生上講ずべき措置の基準、大量調理施設管理マニュアル等を用いて立入り検査を実施し、結果に応じて指導等を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	201	1,241	1,078	166	160	148	140	
決算額（25年度は見込み）	201	1,221	774	164	140	132	140	
人件費等	17,507	18,295	19,789	22,672	21,258	18,799		
減価償却費				7,553	7,806	8,745		
【事務分担当量】（%）	205	216	243	260	251	271		
合計（+ +）	17,708	19,516	20,563	30,389	29,204	27,676	140	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	7,978	11,076	11,938	11,000	9,795			
一般財源	9,730	8,440	8,625	19,389	19,409	27,676	140	
<b>実績の推移</b>								
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	営業許可・届出件数	7,309	7,191	7,127	7,071	7,119	7,135	7,200
	新規・更新・届出件数	783	1,059	1,200	1,197	1,039	852	838
	許可・届出施設監視数	8,636	7,559	6,636	4,700	6,099	4,633	6,000
	苦情処理件数	76	92	59	46	43	31	50

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	129	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	132	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	140
役務費	検査成績書通知等返信用	11	検査成績書通知等返信用	0	検査成績書通知等返信用	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	監視率(%)	66	86	65	100	100	監視件数 / 営業許可・届出施設数
	表示監視品目数	4,708	4,665	7,721	5,000	5,000	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の偽装,食品からの放射性物質の検出、新たな食品加工技術による食品開発など、消費者の食品に対する不安が高まる中、保健所に寄せられる食品の苦情も多岐・多様化してきた。</li> <li>・取り扱う食品の多様化及び生食用食肉やふぐなどの法改正等に伴い、様々な手段を用いて、現場に活かせる情報を収集し、事業者に的確に伝える。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
厚生労働省の食中毒調査支援システム（NESFD）の利用を含めたIT情報を最大限利用する。	NESFD等により食中毒等の情報収集を図り、今後の食中毒対応を強化する。
区のイベントをはじめ、あらかじめ満点メニュー・健康応援店、荒川区シンボルキャラクター「あら坊」の商品の作成・販売等、区の他事業との連携を図る。	イベント等の他事業の実施状況を踏まえ、監視を含めた食の安全・安心の立場からの連携を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議（要旨）	
-------	--